# 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」 ヒヤリング資料

公益財団法人助成財団センター 令和4年10月12日

#### 助成財団とは

- ① 他者へ助成金・奨学金・賞金等を拠出する財団。米国を中心に発達していたが、現在では世界中で大きく発展している。
- ② 日本では主務官庁時代の文化が色濃く残存し、他国にはほとんど見られない「企業から独立した企業財団」「研究助成・奨学金が圧倒的(3分の2)」という特徴がある。各財団の創意工夫は素晴らしいものがあるが、40年間一定の枠組みから出ていない。基本財産の保全が最優先されていることから「**墓守財団**」と揶揄されることもある。
- ③ その結果出捐企業グループや一般社会からもほとんど認知されていない 状況である。

## 1 収支相償・遊休財産規制で困っていること<会員の声)

## ① コロナ禍のWEBアンケートから<2020年7月>

- 会計・財務三基準に関する不満や希望が、239回答数のうち90件。「収支相償の解消期限の延長」「突発的な収支 の変化を、特定費用準備資金で対応できるようにする」「遊休財産額の上限をもっと上げて欲しい。又は、収支相 償の縛りを無くしてほしい」といったもの。
- 遊休財産に関する不満や希望は50件あり、「緊急事態への対応には遊休財産の容認は必要」「緊急事態に備えて の準備資金を遊休財産として容認」「継続的な運営を行うため、緊急事態に備えて遊休財産も必要と考える」

## ② 相談事業や会員とのコミュニケーションから

- 収支相償を意識して助成額を増やす補正予算を組んだら逆に数千万円の赤字になった、不必要な広告費で無駄使いした例なども報告される。収支相償を撤廃してほしいという声もある。
- ある年度は100万円の赤字であっても、次年度で100万円の黒字になると翌事業年度以降でこの黒字の100万円を消費しないといけない制度となっている。法人税のように繰越欠損を認めて、平準化すべきである。
- 特定費用準備資金・資産取得資金は金額見積、積立期間、取崩期間などをあらかじめ決めるなど制約が大きい。
- 収支相償や遊休財産の制限など、法人の中長期的な安定的経営を阻害する規制について、その論拠が理解できない。

#### 助成財団センターとは

①当センターは1985年に米国に次いで2番目に設立されたが、日本の助成財団セクターは今や他国に後れを取ったと認識。②世界的には、企業のSDGs対応に伴う企業財団の活性化や富裕層の財団設立等で財団が発達している。当センターと同種組織も各国で誕生しており、他国では助成財団センターが公益セクターの中核組織としての重要な役割を担う。

### 2. その他この機会に言っておきたいこと

- ① 基本財産を国債、債券、預金で運用している財団は、恒常的に赤字であり収支相償よりも、公益認定や変更認定申請の煩雑さの改善や標準処理期間(公益認定4か月。変更認定40日)の遵守に対する関心が高い。事業を変更しなければ変更認定に時間がかかると言われたり、法定外の資料提出を五月雨式に求められたりして嫌悪感が醸成され、**従来の事業以外はもうしたくないという法人も存在する。**
- ② 定款記載の事業と公益目的事業の対応を厳格に指導される。定款記載の事業の中で、実際には事業を行っていないものについて公益目的 事業の追加を要請されたり、逆に、新規に行おうとする公益目的事業が定款記載の事業ではないと一方的に指摘され、変更認定する前に 新規の事業をあきらめる事例もある。
- ③ 収益事業に関しては、「**税法上の収益事業の考え方で判断**」されている。公益目的事業の追加を考えていたが、対価収入があるというだけで収益事業だと言われて追加をあきらめた。
- ④ 公益財団法人申請時には公益目的事業として行うつもりであったが無理やり収益事業に変更させられた。逆に、認定後は当該収益事業が 赤字であるので、「公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれ」(5条7号)を指摘された。
- ⑤ 税務・財務に関しては公益認定法とは関係ない税法の考え方(=交際費か経費かの金額の分水嶺)などを一方的に強要された。公益法人の活動がガバナンスを名目に、**大企業の規律で規制・指導されているようである。どのルールを理解すれば、事足りるのかがわからない。**
- ⑥ 収支予算書も作成義務があるが、収支予算書が有する事務局の厳格な順守運用(企業には存在しないもの)は全く考慮されずに、ガバナンス強化のために大企業なみの過剰な規程類(例えばセミナー講師謝金規程)作成を根拠もなく強制され、一方、立入検査では少人数の事務局では消化しきれていない規程類の合規性を厳しく問われており、どのようにルールに従えば良いのかがわからない。
- ⑦ 寄付者と当該公益財団法人との関係である指定正味財産の指定について行政庁が一方的に解除する根拠は何か?例えば、公1から公3までの公益事業を行っている法人に対して、一方的に公1の指定を行政庁に取り消された場合、公1を除く公2、公3にその寄付金が使われることになる。
- ⑧ 公益認定時に例えば寄付金の8割を公益目的事業費に2割を法人会計に分けた場合、その後もその比率を維持しなければならないと行政庁から指導され、柔軟な運用ができないという声が複数の法人から上がっている。
- ⑨ 立法時の有識者会議において、時代に即応できない財団の硬直性が問題視され、定款の目的・事業も変更可能となったにも関わらず、この点が全く生かされない状況にある。
- ⑩ 不認定答申を行った公益認定等委員会が不認定の不服審査を行うのでは意味がないのではないでしょうか。
- ① 民間において、政府や企業でできないことを行うことに期待されながら、「公募で選考委員会にかけなければならない」というような指導があり、**多様な手段と機敏な判断が可能なはずの民間公益セクターの特質を削ぐ指導**が多いと感じている。
- ② 他組織との独立性については役員の3分の1規制など法定されているもの以外の指導(他組織の事務所の活用を阻害する)が存在する。
- ③ 当センターの努力不足や民間の誤解も多々あると思料するが、「現行制度で対応可能である」ことで済ますのではなく、これだけ誤解が 広がっている要因、とりわけ、会計・財務に「現行制度への誤解」が集中している原因についても、専門士業に係わる他の関連法令や当 該専門家の知識水準の担保なども含めて、骨太の議論に期待したい。